

議第111号

高山市児童センター管理条例等の一部を改正する条例について

高山市児童センター管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

児童センター、児童館の総称を児童福祉法等の定義に合わせるため改正しようとする。

高山市児童センター管理条例等の一部を改正する条例

(高山市児童センター管理条例の一部改正)

第1条 高山市児童センター管理条例（昭和57年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="240 506 608 539"><u>高山市児童センター管理条例</u></p> <p data-bbox="209 613 292 647">(設置)</p> <p data-bbox="161 669 786 920">第1条 本市は、児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進及び情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、<u>児童センター</u>を設置する。</p> <p data-bbox="209 994 408 1028">(名称及び位置)</p> <p data-bbox="161 1050 786 1137">第2条 <u>児童センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="188 1160 320 1193">表 (略)</p> <p data-bbox="209 1267 292 1301">(事業)</p> <p data-bbox="161 1323 730 1357">第3条 <u>児童センター</u>は、次の事業を行う。</p> <p data-bbox="188 1379 379 1413">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="209 1487 525 1520">(指定管理者による管理)</p> <p data-bbox="161 1543 786 1850">第3条の2 <u>児童センター</u>のうち次に掲げる施設(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p data-bbox="188 1872 379 1906">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="209 1980 408 2013">(利用者の範囲)</p>	<p data-bbox="882 506 1166 539"><u>高山市児童館管理条例</u></p> <p data-bbox="850 613 933 647">(設置)</p> <p data-bbox="802 669 1428 920">第1条 本市は、児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進及び情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、<u>児童館</u>を設置する。</p> <p data-bbox="850 994 1050 1028">(名称及び位置)</p> <p data-bbox="802 1050 1428 1137">第2条 <u>児童館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="829 1160 962 1193">表 (略)</p> <p data-bbox="850 1267 933 1301">(事業)</p> <p data-bbox="802 1323 1278 1357">第3条 <u>児童館</u>は、次の事業を行う。</p> <p data-bbox="829 1379 1021 1413">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="850 1487 1166 1520">(指定管理者による管理)</p> <p data-bbox="802 1543 1428 1850">第3条の2 <u>児童館</u>のうち次に掲げる施設(以下「指定施設」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p data-bbox="829 1872 1021 1906">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="850 1980 1050 2013">(利用者の範囲)</p>

<p>第4条 <u>児童センター</u>を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条の2 利用者は、<u>児童センター</u>を利用しようとするときは、市長（指定施設にあっては、指定管理者。次条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(集会室等の使用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>児童センター</u>を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第4条 <u>児童館</u>を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条の2 利用者は、<u>児童館</u>を利用しようとするときは、市長（指定施設にあっては、指定管理者。次条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(集会室等の使用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>児童館</u>を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>
--	---

(高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例(平成31年高山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
高山市児童センター管理条例の一部を改正する条例 高山市児童センター管理条例(昭和57年高山市条例第23号)の一部を次のように改正する。		高山市児童館管理条例の一部を改正する条例 高山市児童館管理条例(昭和57年高山市条例第23号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後	改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>指定施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定施設</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>指定施設</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>指定施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 市長は、指定管理者に<u>指定施設</u>の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>児童センター</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童センター</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>児童センター</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>児童センター</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 市長は、指定管理者に<u>児童センター</u>の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>指定施設</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定施設</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>指定施設</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>指定施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 市長は、指定管理者に<u>指定施設</u>の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、<u>児童館</u>の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童館</u>の利用又は使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) <u>児童館</u>の利用又は使用に係る料金の徴収及び減免に関する業務</p> <p>(4) <u>児童館</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 市長は、指定管理者に<u>児童館</u>の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。</p>
附 則 (施行期日)		附 則 (施行期日)	

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市児童センター管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市児童センター管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の高山市児童センター管理条例の規定による使用料は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
（準備行為）
- 4 改正後の高山市児童センター管理条例の規定により指定管理者に高山市国府児童館の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市児童館管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市児童館管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の高山市児童館管理条例の規定による使用料は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
（準備行為）
- 4 改正後の高山市児童館管理条例の規定により指定管理者に高山市国府児童館の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。